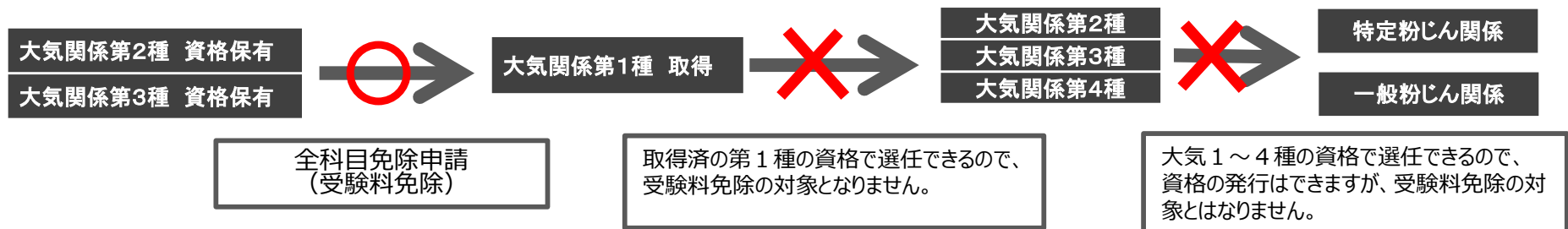


全科目免除について

- 平成18年度以降に実施した国家試験での区分合格または科目合格に基づく免除申請を行った結果、当該年度に受験しようとする試験区分の全ての試験科目の受験が免除となる場合、受験料は不要です。
- ただし、すでに取得済みの資格で選任できる資格区分を全科目免除申請して取得する場合は、受験料が必要です。

<区分合格に基づく全科目免除>

■大気関係公害防止管理者



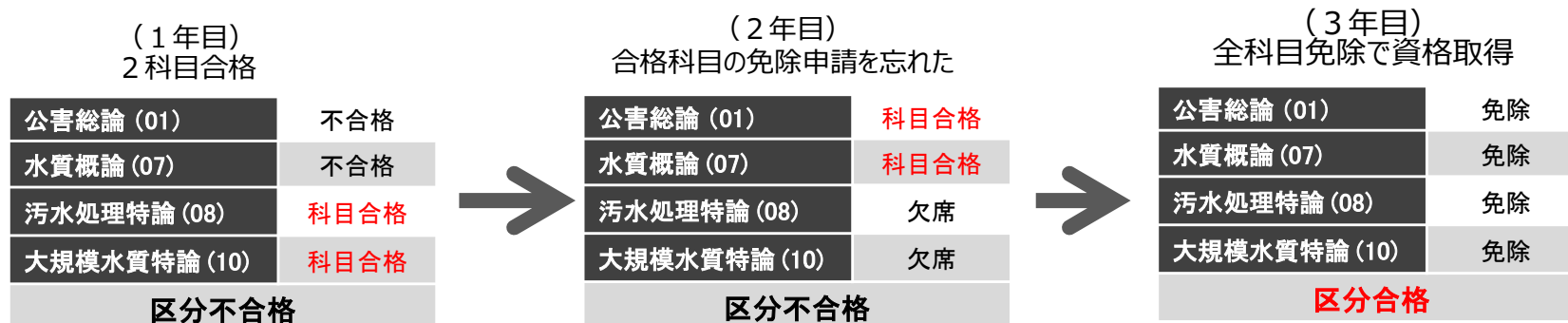
■水質関係公害防止管理者



※ 2種3種とも科目合格の場合には、全科目免除の対象にはなりませんのでご注意ください。

<科目合格に基づく全科目免除>

■水質関係第3種の場合

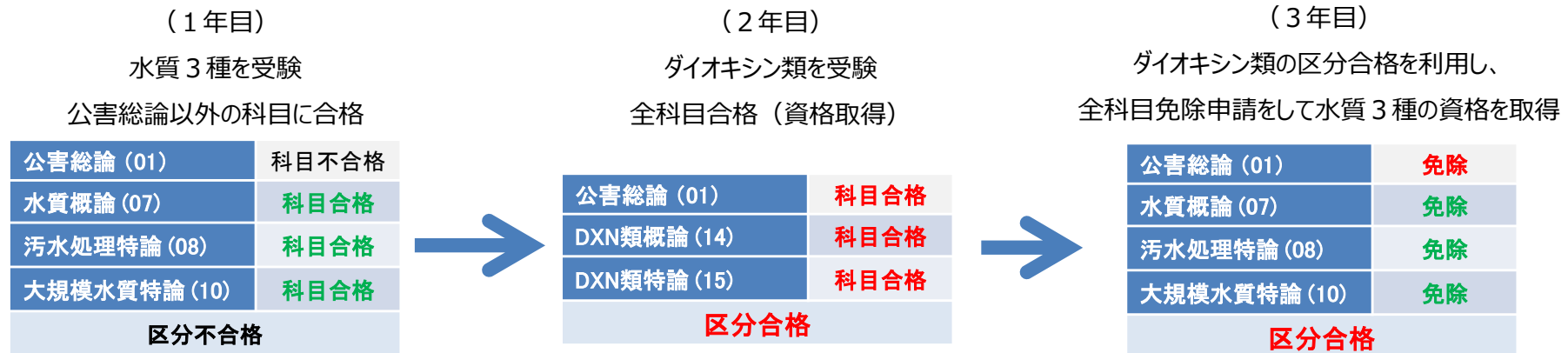


※ 受験申込み時に免除申請を忘れた場合、その年の受験では免除されません。(申込期間を過ぎてからの免除申請はできません)

全科目免除について

<区分合格及び科目合格に基づく全科目免除>

例1 共通科目が公害総論のみの区分を受験した場合



- 2年目にダイオキシン類に区分合格 (資格取得) しても、その年は水質3種合格 (資格取得) にはなりません。
- 科目合格の有効期限 (3年) を過ぎてしまうと、全科目免除の申請はできません。

例2 共通科目が複数ある区分を受験した場合



- 2年目に大気4種に区分合格しても、その年は大気1種合格 (資格取得) にはなりません。翌年に全科目免除申請する必要があります。
- 科目合格の有効期限 (3年) を過ぎてしまうと、全科目免除の申請はできません。
- 科目免除を申請した場合、当日の試験は受験できません。(入室不可)